

長 建 協 発 第 5 2 8 号
平成 2 7 年 2 月 1 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 2 7 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4. 2 %、被災三県の平均では 6. 3 % の上昇となったところです。これにより、平成 2 4 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 2 8. 5 %、被災三県の平均では 3 9. 4 % の上昇となります。

つきましては、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、技能労働者への適切な賃金の支払いやインフレスライド条項の適用等について、併せて通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。